

(旧計画)

令和4年4月1日

米沢信用金庫 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員がその能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる職場環境を整えるため、次の計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 「仕事と育児・子の看護を両立できる態勢の整備」

取組内容

- 令和4年4月～
- ①職員のスキル・能力の把握により、適正な人員配置を行い、両立支援態勢の構築を目指す。
 - ②育児休暇・子の看護休暇利用状況を把握する。
 - ③育児休業・出生時育児休業・有給休暇・ノー残業デー等の活用による両立支援態勢を構築する。
 - ④男性職員の育児休暇、子の看護休暇の取得をしやすい環境にして利用の促進を図る。

目標2 「年次有給休暇の取得率を10%以上増加させる」

取組内容

- 令和4年4月～
- ①有給休暇の計画的付与に加え、半日休暇制度の利用促進を図る。

(新計画)

2024年4月1日

米沢信用金庫 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員がその能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる職場環境を整えるため、次の計画を策定する。

1 計画期間 2024年4月1日から2026年3月31日までの2年間

2 内 容

目標 1 計画期間内において、育児休業または子供が産まれる際の休暇取得状況を下記の水準にする。

男性職員：40%以上

女性職員：80%以上

取組内容

2024年4月～ ①定期的な育児休業制度や参考情報の周知
②男性職員の育児参加を促し、育児休業の取得率向上に向けた取組を検討する

目標 2 年次有給休暇の取得率を60%以上とし、労働時間の削減に向けて取り組みをする。

取組内容

2024年4月～ ①年次有給休暇の計画的付与、夏季・冬季休暇の利用を促進し、取得日数の向上を目指す。
②月12回のノー残業デー実施を継続するとともに、更なる取組を検討する。
③事務効率化を促進し、事務負担の見直しを図る。